

2024年度（2025年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金額	科 目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	53,370	保険契約準備金	3,687,144
預貯金	53,370	支払準備金	39,298
有価証券	3,823,620	責任準備金	3,643,446
国債	2,967,073	契約者配当準備金	4,398
地方債	53,707	代理店借借	5,067
社債	333,948	再保険	1,093
株外	11,508	その他の負債	155,028
外国証券	420,121	債券貸借取引受入担保金	139,832
その他の証券	37,261	未払法人税等	5,110
貸付金	43,866	未払	743
保険約款貸付金	43,866	未払費用	8,052
有形固定資産	3,097	未前受収	2
建物	1,642	預り	145
リース資産	462	金融派生商品	109
その他の有形固定資産	991	リース負債	539
無形固定資産	4,177	仮受	493
ソフトウェア	3,574	役員賞与引当金	52
その他の無形固定資産	603	退職給付引当金	5,956
代理店貸付金	197	時効保険金等払戻引当金	708
再保険	3,192	特別法上の準備金	13,069
その他の資産	56,043	価格変動準備金	13,069
未前受収	36,899	負債の部合計	3,868,120
未払費用	5,768		
未前受収	9,088	（純資産の部）	
未預託	3,709	資本	17,250
金融派生商品	126	資本剰余金	13,333
金融商品等差入担保金	60	資本準備金	13,333
仮受	318	利益剰余金	107,609
その他の資産	74	利益準備金	3,916
繰延税金資産	27,131	その他の利益剰余金	103,692
繰倒引当金	△154	保険業法施行規則 附則第10条積立金	325
		繰越利益剰余金	103,367
		株主資本合計	138,192
		その他の有価証券評価差額金	8,229
		評価・換算差額等合計	8,229
		純資産の部合計	146,422
資産の部合計	4,014,542	負債及び純資産の部合計	4,014,542

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については、時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっています。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

(2) 責任準備金対応債券

個人保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」に基づき、責任準備金対応債券に区分しています。小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっています。なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は 2,104,350 百万円、時価は 1,578,019 百万円です。

(3) デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は時価法によっています。

(4) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法によっています。

- ・有形固定資産（リース資産以外）

定額法を採用しています。

- ・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(5) 無形固定資産の減価償却の方法

- ・ソフトウェア

利用可能期間に基づく定額法によっています。

(6) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は3月末日の為替相場により円換算しています。

(7) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定規程」および「同細則」に基づき、次のとおり計上しています。

個別債権毎に回収可能性または価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権または重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てています。

また、上記以外の債権については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引当てています。

なお、全ての債権は、「資産査定規程」および「同細則」に基づき、管轄部署が1次資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が2次資産査定を実施し、内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号）に従い、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しています。

退職給付債務見込額ならびに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10 年
過去勤務費用の処理年数	5 年

③ 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員に支給する業績連動報酬の支払いに備えて、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第 4 号）に基づき、内規に基づく支給見積額を計上しています。また、株価連動型報酬制度に基づく支給見込額のうち、当年度末において発生していると認められる額を計上しています。

④ 時効保険金等払戻引当金

時効保険金等払戻引当金は、時効処理を行った保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しています。

(8) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しています。

(9) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約および通貨オプション取引による時価ヘッジを行っています。

(10) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、事業費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては発生年度に費用処理しています。

(11) 保険料の計上方法

初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しています。

また、2 回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しています。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第 116 条および保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号に基づき、責任準備金に積み立てています。

(12) 保険金の計上方法および支払備金の積立方法

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しています。

なお、保険業法第 117 条および保険業法施行規則第 72 条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てています。

既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等入院給付金等を支払う特別取扱を 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という。）第 1 条第 1 項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しています。

（計算方法の概要）

IBNR 告示第 1 条第 1 項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本則と同様の方法により算出しています。

(13) 責任準備金の積立方法

期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条第 1 項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てています。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しています。

- ・標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）
- ・標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条および保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てています。

なお、保険業法第 121 条第 1 項および保険業法施行規則第 80 条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しています。

2. 未適用の会計基準等に関する事項

当期末までに公表されているものの、適用されていない会計基準等は以下のとおりです。

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号）等

（1）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別計算書類に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（2）適用予定日

2027 年 4 月 1 日に開始する事業年度から適用予定です。

（3）当該会計基準の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中です。

3. 金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は生命保険事業を営んでいるため、保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用については、A L M（資産・負債の総合管理）の観点から、負債である保険契約の特性を踏まえ、長期的に安定した収益を確保することを基本方針としています。

上記の方針に基づき、当社では長期の円建債券を中心とした運用を行っています。また、分散投資の効果を享受するため、外貨建債券などを組み入れているほか、保険約款に基づく契約者貸付を行っています。デリバティブについては、後述するリスクを低減するため活用しており、運用収益の獲得を目的とする取引は行わない方針としています。

また、特別勘定資産の運用については、長期的に財産の価値を高めることを基本方針としています。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融資産は主に債券、株式等の有価証券であり、金利・為替・株価など市場の変動により価格が下落する市場リスク、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりする流動性リスクを有しています。

また、債券・貸付金等については、発行体・貸付先の信用力の低下や破綻等により価値が減少する信用リスクを有しています。

デリバティブ取引については、主として保有資産のリスクをヘッジする目的で利用しており、これらの取引に対してはヘッジ会計を適用しています。このため、ヘッジ手段であるデリバティブ取引で発生する損益は、ヘッジ対象である保有資産で発生する損益と相殺されます。デリバティブ取引は、市場リスクおよび取引金融機関の信用リスクを有しています。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「SOMPOグループ ERM基本方針」に則り、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、当社の企業価値の最大化を図ることを目的とした「戦略的リスク経営」を実践しています。また、戦略的リスク経営を運営するため、戦略的リスク経営に係る態勢を整備する部署を設置しています。

当社は、資産運用利回りが保有契約の予定利率を下回るリスクを含め、市場リスク、信用リスクを一元的に管理し、資産運用リスクモデルにより計測した資産運用リスク量を経営体力に見合った適正な水準にコントロー

ルしています。また、過去に発生した最大規模の市況下落などを想定し、その影響度を測定するストレステストを行い、リスク管理に活用しています。信用供与先の管理としては、特定与信先へのリスク集積回避のため、与信先ごとのリミット管理を行っています。

流動性リスクについては、日々の資金繰り管理のほかに、大量解約の発生など、流動性リスク・シナリオ発現に伴う解約返戻金などの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されるように管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません（(注2) 参照のこと。）。

また、現金及び預貯金、未収金、債券貸借取引受入担保金は、短期間（1年以内）のものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券			
売買目的有価証券	39,018	39,018	-
満期保有目的の債券	326,792	287,236	△ 39,556
責任準備金対応債券	2,104,350	1,578,019	△ 526,331
その他有価証券	1,353,355	1,353,355	-
	3,823,518	3,257,631	△ 565,887
(2) 貸付金			
保険約款貸付	43,866	43,866	-
資産計	3,867,384	3,301,497	△ 565,887
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	17	17	-
デリバティブ取引計	17	17	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

(注1) 有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 有価証券

有価証券については3月末日の市場価格等によっています。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりです。

① 売買目的有価証券

特別勘定運用資産として保有しています。なお、売買目的有価証券において、当年度の特別勘定資産運用損益に含まれた評価損は1,408百万円です。

② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりです。なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	96,597	100,175	3,577
	(2) 社債	12,626	13,312	685
	(3) その他	-	-	-
	小計	109,224	113,487	4,263
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	162,580	132,711	△ 29,869
	(2) 社債	54,987	41,037	△ 13,949
	(3) その他	-	-	-
	小計	217,568	173,748	△ 43,819
合計		326,792	287,236	△ 39,556

③ 責任準備金対応債券

責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりです。なお、当年度中に売却した責任準備金対応債券はありません。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	2,088,595	1,567,583	△ 521,011
	(2) 社債	15,755	10,436	△ 5,319
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,104,350	1,578,019	△ 526,331
合計		2,104,350	1,578,019	△ 526,331

④ その他有価証券

その他有価証券の当年度中の売却額は 231,118 百万円であり、売却益の合計額は 9,407 百万円、売却損の合計額は 14,907 百万円です。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価および貸借対照表計上額、ならびにこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	870,742	924,197	53,454
	① 国債・地方債等	616,370	638,804	22,434
	② 社債	39,542	41,506	1,963
	③ その他	214,829	243,886	29,056
	(3) その他	26,773	27,341	568
	小計	897,515	951,539	54,023
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	385,238	346,165	△ 39,072
	① 国債・地方債等	33,569	29,721	△ 3,847
	② 社債	233,242	207,797	△ 25,444
	③ その他	118,425	108,645	△ 9,780
	(3) その他	59,027	55,651	△ 3,376
	小計	444,265	401,816	△ 42,449
合計		1,341,781	1,353,355	11,574

(2) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

該当する事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの3月末日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約取引 売建	その他 有価証券			
	ユーロ（対円）		15,470	-	△ 27
	加ドル（対円）		2,147	-	△ 6
	通貨オプション取引 買建プット	その他 有価証券			
	米ドル		74,295	-	126
	その他		5,919	-	0
	売建コール				
	米ドル		87,735	-	△ 74
	その他		8,305	-	△ 0
合計			193,873	-	17

(注2) 市場価格のない株式等の当年度末における貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の計表中の「有価証券」には含めていません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（*）	101

(*) 非上場株式については、市場価格がないことから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
有価証券	55,213	104,685	231,468	82,068	70,617	3,273,672
満期保有目的の債券	1,800	4,630	6,325	1,574	1,686	311,979
責任準備金対応債券	-	-	-	-	-	2,200,400
その他有価証券のうち満期があるもの	53,413	100,055	225,143	80,494	68,931	761,293
合計	55,213	104,685	231,468	82,068	70,617	3,273,672

(*1) 保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないため、上記の表には含めていません。

(*2) 外貨建債券については、期末日為替レートで換算した金額を償還額として記載しています。

4. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

（1）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	4,291	189	-	4,480
社債	-	1,274	-	1,274
株式	11,406	-	-	11,406
その他	10,196	502	11,159	21,858
その他有価証券				
国債・地方債等	620,609	47,917	-	668,526
社債	-	249,304	-	249,304
株式	-	-	-	-
その他	97,580	285,692	52,252	435,524
資産計	744,083	584,879	63,411	1,392,374
デリバティブ取引（*）				
通貨関連	-	17	-	17
デリバティブ取引計	-	17	-	17

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

（2）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	226,945	5,940	-	232,886
社債	-	54,349	-	54,349
その他	-	-	-	-
責任準備金対応債券				
国債・地方債等	1,567,583	-	-	1,567,583
社債	-	10,436	-	10,436
その他	-	-	-	-
貸付金				
約款貸付	-	-	43,866	43,866
資産計	1,794,529	70,727	43,866	1,909,122

(3) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

① 有価証券

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に株式、国債、上場投資信託がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2またはレベル3の時価に分類しています。私募債は、第三者から入手した価格に基づき算出した価額を時価としており、入手した価格に使用されたインプットが観察可能なインプットを用いている場合または観察できないインプットの影響が重要でない場合については、レベル2の時価に分類しており、重要な観察できないインプットを用いている場合については、レベル3の時価に分類しています。

② 貸付金

保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、金利条件等から時価は貸借対照表計上額に近似しているものと想定されるため、当該金額を時価としており、レベル3の時価に分類しています。

③ デリバティブ取引

取引所取引は該当がありません。店頭取引については、外国為替相場、金利等のインプットを用いて、将来キャッシュ・フローの割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額をもって時価としています。

店頭取引のうち観察可能なインプットを用いている場合または観察できないインプットの影響が重要でない場合については、レベル2の時価に分類しており、重要な観察できないインプットを用いている場合については、レベル3の時価に分類しています。

(4) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

① 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	有価証券	
	売買目的有価証券	その他有価証券
期首残高	2,427	42,113
当期の損益又は評価・換算差額等		
損益に計上(*)	△ 31	512
その他有価証券評価差額金	-	△ 606
購入、売却、発行及び決済	8,763	10,232
期末残高	11,159	52,252
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(*)	△ 31	-

(*) 損益計算書の「資産運用収益」および「資産運用費用」に含まれています。

② 時価の評価プロセスの説明

会社の定める基本方針に従い、金融商品の時価は、金融商品の売買を行う部署から独立した部署が算定および検証を行います。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性およびリスクが最も適切に反映されるよう算定しています。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認など、適切な方法により価格の妥当性を検証しています。

5. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は 139,657 百万円です。

6. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権は、該当ありません。

7. 有形固定資産の減価償却累計額は 4,172 百万円です。

8. 保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は 42,210 百万円です。なお、負債の額も同額です。

9. 関係会社に対する金銭債権、金銭債務は該当ありません。

10. 繰延税金資産の総額は 30,544 百万円、繰延税金負債の総額は 3,345 百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は 68 百万円です。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 19,248 百万円、無形固定資産 4,301 百万円、価格変動準備金 3,776 百万円、退職給付引当金 1,718 百万円です。

繰延税金負債の発生原因は、その他有価証券の評価差額 3,345 百万円です。

当年度における法定実効税率は 28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、税率変更による期末繰延税金資産の増額修正 △ 2.6%です。

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 13 号）が 2025 年 3 月 31 日に成立したことに伴い、2026 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2026 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率が従来の 28.0%から 28.9%に変更になります。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）は 624 百万円増加し、法人税等調整額は 728 百万円減少しています。

当社は、グループ通算制度を適用しています。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号）に従って、法人税および地方法人税ならびに税効果会計の会計処理および開示を行っています。

11. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

当期首現在高	4,438	百万円
当年度契約者配当金支払額	3,315	百万円
利息による増加等	0	百万円
契約者配当準備金繰入額	3,275	百万円
当年度末現在高	4,398	百万円

12. 担保に供されている資産の額は、有価証券 139,657 百万円です。

また、担保付き債務の額は債券貸借取引受入担保金 139,832 百万円です。

13. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は 261 百万円、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は 1,197 百万円です。

14. 1 株当たりの純資産額は 5,373 円 29 銭です。

15. 平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当年度末残高は、1,935 百万円です。

16. 退職給付債務に関する事項は次のとおりです。

（1）採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けています。また、確定拠出型の年金制度を設けています。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,236	百万円
勤務費用	645	百万円
利息費用	67	百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 327	百万円
退職給付の支払額	△ 395	百万円
過去勤務費用の当期発生額	-	百万円
その他	-	百万円
期末における退職給付債務	5,226	百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当ありません。

③ 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-	百万円
年金資産	-	百万円
	-	百万円
非積立型制度の退職給付債務	5,226	百万円
未認識数理計算上の差異	729	百万円
未認識過去勤務費用	-	百万円
その他	-	百万円
退職給付引当金	5,956	百万円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	645	百万円
利息費用	67	百万円
期待運用収益	-	百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 11	百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	-	百万円
その他	-	百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	701	百万円

⑤ 年金資産の主な内訳

該当ありません。

⑥ 長期期待運用収益率の設定方法

期待運用収益は見込んでいません。

⑦ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりです。

割引率	2.2	%
長期期待運用収益率	-	%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 285 百万円です。

17. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

2024年度〔 2024年4月1日から 〕 損益計算書
2025年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益 保険料等 再保険料 運用配当金 有価証券の利益 有為その年保支その	520,221 437,310 430,404 6,906 80,488 61,098 59,721 1,321 55 9,407 9,981 0 2,422 316 1,118 922 65
経常費用 保険金等 保年給解その再 責任契約 支有金貸そ特 事その	487,533 228,822 43,738 11,998 59,291 105,091 3,284 5,418 132,259 132,259 0 18,396 476 14,907 2,778 43 124 65 101,658 6,395 1,441 1,966 1,644 306 1,037
経常利益	32,688
特別利益 固定資産等処分益	0 0
特別損失 固定資産の減損 特別償却	1,439 87 1,033 1,033 318
契税法 引法人 法人 法人	3,275 27,973 8,314 △1,138 7,176 20,797

注記事項

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益の総額は 68 百万円、費用の総額は 1,560 百万円です。
2. 有価証券売却益の内訳は国債等債券 4,492 百万円、株式等 626 百万円、外国証券 4,288 百万円です。
有価証券売却損の内訳は国債等債券 9,311 百万円、外国証券 5,596 百万円です。
3. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は 66 百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は 59 百万円です。
4. 金融派生商品費用には評価益 796 百万円が含まれています。
5. その他特別損失は、本社移転に関する費用です。
6. 1 株当たりの当期純利益の金額は 763 円 20 銭です。
7. 再保険収入には、平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額 3,223 百万円を含んでいます。
再保険料には、平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額 1,288 百万円を含んでいます。
8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。